

題字は渡辺華山筆「游相日記」から文字を抽出して作成したため、清音の「たより」としました。

戦後女性たちの暮しと罹災者

厚木市史編さん委員会委員長 樋口雄一

1 荻野村民の課税表から見える女性たち

現在、『厚木市史』近代資料編の二巻目の編集をするために各村の公文書を読んでいます。なかでも議会議事録は規則で保存が決められており、量も多く、厚く、用紙は薄く、めくるだけでも大変です。しかし、貴重な文書が含まれています。その一つに各年度の村民全ての「戸数割各納税義務者賦課額表」があります。これには各戸主の名前と納税額が記録されています。

荻野村のこの資料を見る中で、昭和十二年（一九四七）の書類末尾に税を免除された人の一覧があることに気がつきました。収入が少なく、税を納められない人が報告されています。納税義務者総数は九七六人ですが、「不課税者数」（非課税世帯）が四九人です。これを除いた賦課数は九二七人の戸主です。私が注目したのは、収入が無く税を免除された不課税者四九人のうち、三五人が女性であることで

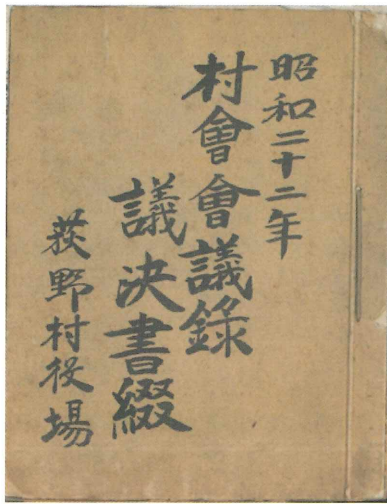


図1 昭和22年「村會會議議決書綴」〈表紙〉荻野村役場文書

戸数	年 紀	
	昭和十二年 (一九三七)	昭和二十二年 (一九四七)
総戸数	七六〇戸	九七六戸
(納税義務者数)		
総戸数のうち 女性戸主数	三六戸	九一戸
(不課税者数) (非課税世帯)	一七戸 (女性のみ)	四九戸 (うち女性戸主三五戸)

表1 荻野村 戸数割表 (昭和12年・22年比較)

す。不課税者の約七一割が女性でした。念のため確認すると賦課数全体に占める女性戸主は、賦課数九二七人のうち九一人でした。約一割弱です。女性戸主がそれまでに比べて多いのではないかと思つたのです。収入がなく課税されなかった女性が三五人もいたという事例は、それまでにはないと思われまます。考えられる理由は世帯主であった男性が戦争で死亡したためと思われまます。この昭和二十二年の記録が正しいか確認するため、昭和十二年（一九三七）の荻野村會議事録に付されている戸数割表を見ることにしました。この年には日中戦争が始まり、昭和二十二年の十年前に当たります。ただし、この課税表は総数がまとめられていないため、私が数えました。この結果、総賦課数、すなわち総戸主は七六〇人で、この内女性戸主は三六人です。名前から女性と判断したため厳密ではありません。また、税の免除者数も挙げられていません。しかし、女性納税対象者戸主のうち所得額の記入がない女性も見られます。女性戸主の三六人のうち一七人が所得と所得による賦課金額が書かれていません。所得がなかったのです。理由は書かれていません。

昭和十二年には生活が出来ず課税されなかった女性戸主が一七人でしたから、昭和二十二年の三五人と比べると表1のようになりまます。この両年を比べると、女性戸主は二・五倍、所得がない女性戸主数は二倍になりまます。昭和二十二年は女性の所得無し戸数が急増したといえます。昭和二十二年は敗戦後二年、戦争で死亡した人が多く、残された家族が生活の方途を失い、幼い子どもを抱えた女性が多く存在したため、こうした結果になつていたと考えられます。まだ若い世代の戦時死亡者は、父母が生存している家族もあり、この統計には表れない世帯の女性たちの生活もあつたと考えられます。この資料からは世帯主として生活し、子どもを抱えていたと思われる戸主女性たちの困難な生活が示されています。戦地で死亡した男性についてはよく採り上げられていますが、背後にあつた女性たちの姿は忘れられているのではないかと思われまます。こうした、所得がなく、課税されない人々もいましたが、農地を使うことができたり、親族などの援助があつた人もいたと思われまます。しかし、それでも生活できない人々も多くいました。その人々は生活保護を受けることが出来たと思われまます。保存されている公文書のなかには世帯主個人からの保護申請書が残されています。この文書には生活保護申請理由が書かれているのです。これを非課税世帯と関連させてみると、戦後女性たちの困惑さが分かります。

2 睦合村民女性の生活保護申請理由

申請書（睦合村役場文書）は昭和二十一年（一九四六）九月から二十三年十二月までの「生活保護願書綴」に、年度を越えて申請者別にまとめられています。五五人が申請していますが、このうち四一人が女性

申請理由	人数	備考
戦死	一二	
未復員	八	
復員後死亡	一	
死亡 (理由なし)	一三	うち戦争関係なしと 想定される人は一〇人
戦災	六	
引揚	三	
傷病	一	
高齢	七	
孤児	一	
老病人	一	戦争関係なしと 想定される人は一人
記入なし	二	
合計	五五	うち女性戸主四人

表2 昭和21年～23年生活保護申請理由
「生活保護願書綴」陸合村役場文書

※理由なしの死亡者のうち、『厚木市戦没者名鑑』に氏名が掲載されている方以外は戦争と関係なく死亡と推定した。

戸主です。申請理由は戦争で死亡二人、未復員(兵士になり戦後も帰っていない人)八人、復員後死亡一人、死亡二三人(死亡理由はなく単に死亡と書かれています)、戦災六人、引揚者二人、傷病一人、高齢七人の、五人となり。残る四人は六歳(孤児・詳細不明)一人、老病人一人、出願理由欄記入なし二人、の四人で合計五人となります(表2)。

高齢者七人と孤児・老病人・記入なし四人で、一人が戦争と関係がなく申請したと思われる。単に「死亡」としている一人の戸主は全て女性です。「高齢者と同居」の一人を除いた二人は一五歳以下の子どもを持つ女性です。そのうち戦争と関係なく戸主が死亡して保護を申請したのは一〇人で、先の高齢者など一人と合わせると二人が戦争と関係なく申請したと考えられます。すると戦争と関係して保護を申請したのは、戦死二人、未復員八人、復員後死亡一人、戦災者六人、引揚者三人、傷病者一人、死亡と書いた人のうち三人、すなわち合計三四人が戦争により生活の維持が出来ず保護を申請しています。

また、当時生活保護の申請は「恥」と受け止められており、戦争で死亡した全ての家族や戦災者がこの文書を申請できたわけではありません。他

にも生活困難な人がいたと思われます。厚木市の一町七村(江戸時代は三六か村)の全てで戦争による死亡者が存在し、女性たちにも大きく、深刻な影響が存在したと思われます。ある申請者の家では、長男、次男が戦場で死亡し、別の女性戸主は一五歳以下の子ども五人と暮らしていました。が、無収入で生計を支えることは不可能であるため、と申請理由をしたためています。こうした女性を取り巻く事情は現厚木市域旧三六か村の全てに存在したと思われます。

3 玉川村の罹災者

(1) 市域に来ていた罹災者

横浜・川崎・平塚などで空襲があり、東京でも何度も大空襲があり、多くの方が亡くなられましたが、厚木市域には空襲はありませんでした。厚木市は町村合併で市域が広がりましたので小規模な空襲もあったと思われますが、大規模な空襲被害はありませんでした。先の戦争では、市域からは多くの男性が戦場で亡くなり、これが戦争の傷跡となり戦没者の慰霊碑として旧町村毎に建てられています。

前述のとおり、市史の近代部分の編集・調査をしておりますが、旧町村を含めた公文書がたくさん残されています。この中に旧玉川村公文書があり、他の村にはないと思われる文書が見つかりました。表題はなんと「罹災家庭調査表」です(図2・表3)。玉川村役場作成の公文書です。作成年代や係名などはありません。初め玉川村でも空襲があったのかと驚きましたが、東京・横浜・平塚などの空襲罹災者が焼け出されたために玉川村に避難してきた人たちと、朝鮮・中国・台湾からの引揚者たちの名簿でした。名簿の登録家族は八八世帯であり、昭和十九年四月から昭和二十一年九月までに避難してきた人々の家族を含めた約二年六か月間の資料です。

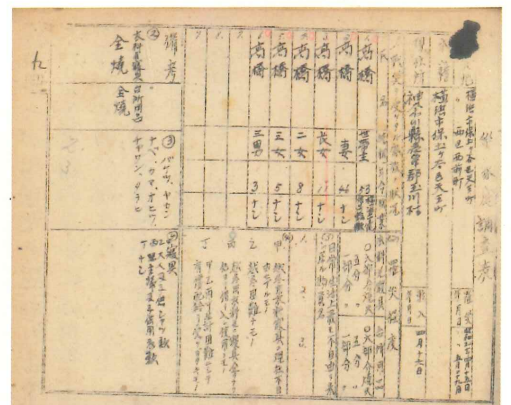


図2 「罹災家庭調査表」〈部分〉玉川村役場文書
※個人の情報に当たる部分は一部筆者が抹消した。

一人世帯の人もいますが八八世帯・二七三人の人が避難してきたのです。この資料には含まれていませんが昭和二十一年十月以降も引揚者、復員者などがあり、村の人口は一気に増加しました。玉川村での近代の人口増加は自然増と思われませんが、この場合の増加数は村政にとっても無視できない罹災者数で、社会的な増加といえます。この罹災者の様子は市内の他村でも同様な事情であったように思います。市域の大きな変化であったといえます。

村ではこれらの人々をどう処遇できるかわからず調査をしたと思われます。調査項目は罹災した直後でしたから主に日常生活に必要な問題について調べています。調査項目は以下のとおりです。

(2) 罹災者の必要物資の調査項目

- 調査項目は以下のように①～⑩という構成です。
- ① 罹災地 どこで罹災したかを市区町村名から番地まで記入されています。
 - ② 罹災年月日 横浜の昭和二十年(一九四五)五月二十九日などの大空襲を受けた日
 - ③ 本籍

番号	罹災地	本籍	罹災年月日	転入年月日	家族数	罹災程度	日常生活不自由度	備考(職業など)
1	東京都本郷区	東京都本郷区	1944/4/13	1944/4/15	7(男3・女4)	一部分焼失	食糧	金物商
2	福井県福井市	横浜市磯子区	1945/7/19	1945/12/28	4(男1・女3)	大部分焼失	食糧・衣料及寝具・薪炭「乙」	会社員、県庁雇員(子ども)
3	横浜市神奈川区	玉川村	1945/5/29	1945/7/22	3(男2・女1)	大部分焼失	衣料・寝具・台所用品「乙・丙・丁」	職工
4	大阪市大正区	新潟市	1945/3/14	1945/3/19	3(男2・女1)	大部分焼失	衣料・寝具・台所用品「乙」	農業会
5	東京都淀橋区	東京都芝区	1945/4/3	1945/4/16	2(女1・男1)	五分焼失	台所品・衣料品・家具「乙」	記入なし(母子)
6	平塚市	長野県軽井沢町	1945/7/16	1945/8/10	4(男2・女2)	一部分焼失	衣類・台所用品「乙」	記入なし
7	東京都品川区	記入なし	1945/5/23	1945/7/13	2(女2)	大部分焼失	衣類・寝具・鍋釜・瀬戸物類「乙」	記入なし(母子)
8	東京都荏原区	記入なし	1920/5/25	記入なし	3(男1・女2)	記入なし	記入なし	記入なし
9	東京都本所区	中郡成瀬村	1945/3/9	1945/3/18	5(男3・女2)	大部分焼失	鍋・ヤカン・パケツ・寝具・衣料「丙」	施錠工2名・事務(子ども)
10	東京都芝区	中郡比々多村	1945/5/26	1945/6/30	3(男2・女1)	大部分焼失	台所用品・寝具・衣類「乙・丁」	女性と子ども(国民学校児童)
11	横浜市中区	玉川村	1945/5/29	1945/6/3	3(男1・女2)	大部分焼失	寝具・衣料・履物「丙」	印刷工
12	東京都芝区	東京都芝区	1945/5/25	1945/6/6	3(男1・女2)	五分焼失	釜・鍋類・木炭「甲」	時計商
13	東京都目黒区	東京都目黒区	1945/5/24	1945/7/8	5(男4・女1)	大部分焼失	男大人用上衣・ズボン、学童用上衣・男大人用オーバ、毛布「乙」	金物雑貨商
14	東京都赤坂区	名古屋市西区	1945/5/25	1944/12	2(女2)	大部分焼失	寝具・衣料・台所用品「乙」	記入なし(母子)(病弱母と子静養で先に来村)
15	横浜市中区	記入なし	1945/5/29	記入なし	3(男2・女1)	記入なし	記入なし	記入なし
16	平塚市	平塚市	1945/7/16	1945/7/17	5(男2・女3)	一部分焼失	記入なし「甲」	無職
17	川崎市	川崎市	1945/4/15	1945/4/18	6(男2・女4)	大部分焼失	寝具・衣料・台所用具 子ども4人「乙」	土木請負
18	東京都大森区	東京都大森区	記入なし	記入なし	3(男2・女1)	記入なし	「甲」	進駐軍
19	東京都荒川区	玉川村	1945/4/13	1945/8	3(男2・女1)	五分焼失	寝具・衣類「丙」	記入なし
20	川崎市	玉川村	1945/4/15	1945/4/17	3(男2・女1)	大部分焼失	釜・食器「丙・丁」	記入なし
21	横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	1945/4/15 1945/5/29	1945/4/16	6(男2・女4)	大部分焼失	衣料並寝具・台所用品「甲・乙・丙」 パケツ、ヤカン、ナベ、カマ、オヒツ、チャワン、クラヒ (図2)	横浜市電信号転載 ※2度空襲罹災者
22	東京都淀橋区	玉川村	1945/4/13 1945/5/25	1945/10/21	4(男3・女1)	大部分焼失	衣類・台所用品「乙」	大工 ※2度空襲罹災者

表3 玉川村 罹災家庭調査表 (名簿順1～22番のみ記載し、番号は筆者が付した)

※2度空襲罹災とは:21番の方は、1度目は昭和20年4月15日に横浜市保土ヶ谷区天王町で、2度目は同年5月29日に横浜市西区西前町で罹災されている。
22番の方は、1度目は昭和20年4月13日に東京都淀橋区二丁目目で、2度目は同年5月25日に東京都淀橋区三丁目目で罹災されている。
※なお、資料には罹災者氏名・年齢・居住地の記入がありますが、個人情報であるため省略いたしました。

- ④ 現住所(全て玉川村村内の住所・番地)
- ⑤ 転入年月日(村に住み始めた年月日)
- ⑥ 戦災を受けたる家族の状況
氏名・続柄・年齢・職業の記入(九人が書ける欄があります)
- ⑦ 罹災程度
○衣料並寝具 大部分焼失・五分焼失・一部分焼失
- 台所用品 大部分焼失・五分焼失・一部分焼失
- ⑧ 日常生活上最も不自由を来し居る物資名
⑨ 甲 越冬用衣料寝具に現在不自由せざるもの
乙 越冬困難なもの
丙 越冬用衣料並に寝具全くなく他より借り入れ使用のもの



図3 焼夷弾 小田原市(ホームページ)

丁 甲乙丙中生計困難にして有償配給を受けがたきもの

⑩備考 班名 班員の署名 印(町内には班に組織されています。調査者のサインがある用紙もあります。いくつかの回答用紙の備考欄には様々な記載があります)

(3) 罹災家庭調査表の実例

見本として、とじ込みの上から一〜二番までの項目回答を表3として掲載しました。
現住所は全て玉川村内であるため省略しました。
備考に「罹災証明書確認済み」とある書類があります。備考の記入者は罹災者居住地の班長と思われれます。
例えば、

「戸主〇〇は蹶(足の裏) 負傷の為療養中にして生計極度に困難なるものと認む」常会長△△
「出征中戦災に依る全焼」

「罹災後会社移転の為茨城県に転出疎開、以後終戦に依り当地再転出、罹災配給品無」
「衣類寝具特に不自由なり」

などの記入があります。

(4) 調査表から見える事

この調査表は空襲罹災者の転入期が終わり、海外引揚者の帰国が始まった時点での調査です。以降、多くの人々が市域にも新たに移住してきました。玉川村ではこの時期二七三人の罹災者が転入、これは江戸時代以来の急速な変化でしょう。また、敗戦末には本土防衛・湘南海岸防衛を目的に第五三軍(通称「断部隊」)が配置され、一時五三軍本部が玉川国民学校(現玉川小学校)に本部を置いていましたが、昭和二十年八月中には部隊は解散され、それぞれの軍人は故郷に帰りました。

玉川村に転入してきた罹災者は空襲直後からの



図4 昭和29年2月20日発行『海外移住』第1号 (部分) 依知村役場文書

ようで、横浜・川崎・平塚・東京からの人が大半であると思われます。いずれも都市や軍事施設が存在したところです。空襲罹災者のこれらの記録から何を知らることが出来るかを実証しておきたいと思えます。

空襲自体の記録・犠牲者数は横浜・川崎・東京などはそれぞれ記録があり、平塚も詳細な記録がありますのでそれらを参照してください。

①罹災者の大半は生活用品の全てを持って逃げることは出来ず、焼夷弾から命を守ることを第一として、荷物を持って避難することを考えていませんでした。この記録からは衣類・布団・洗面器などや鍋・ヤカン・バケツなどもなかったことが分かります。生活の基本的な道具がありませんでした。

②この調査では住宅については触れられていませんが、他の調査によると、普通家屋の部屋ではなく、牛小屋、物置、などが利用されたようです。この調査時点以降も引揚者が増加しましたので住宅確保は困難であったと思われる。また、玉川村に親族がいた人は少なく、大半は自身で探さなければならなかったと思われます。もちろん、住宅資材などはありませんでした。

③食については配給を受け取ることが出来ない人もいたと思われますが記録されていません。これからの調査が必要でしょう。

④この調査記録からは昭和二十一年一月の冬に向かい、寝具のないことが深刻であったことを思わせます。

⑤この調査からは生活の一部が分かりますが、後にこれらの人の一部は県内開拓地や地方農村などに移動し、さらにアメリカ労働移民、ブラジル移民などに行かざるを得ない人々がいました。厚木の公文書には移民参加をすすめるパンフレットなどが残されています(図4)。

いずれにしても戦争の結果としての罹災家族の様子がこの地域に残されていることが分かる資料です。ここに書かれていませんが、空襲で死亡した人の記録収集などはこれからの課題です。

(5) まとめ

兵士として亡くなられた人には年金などの保障がありませんでしたが、空襲罹災の場合、死亡者、火災による損害、住宅補償などは全くありませんでした。罹災家族の困難な戦後生活は自力で維持しなければなりません。しかし、この簿冊以外には罹災者の状態がわかる資料は極めて少ないのです。今のところ玉川村以外には残されていないのです。今や罹災者は高齢になり、体験や事実を知る人は少なくなり、調査が求められています。

なお、罹災者は玉川村のみに来られたのではなく、合併した市内各村にもおられたことは確実と思われます。単純に言えば、一町七村(旧三六か村)の全てに避難して来たと思われます。玉川村は、この時点での罹災者は八八家族ですから、これに残りの一町六村(二三か村)の罹災者数を推計すれば、多くの罹災地から来られた人々がおり、膨大な数になると思われます。

こうした罹災の記録や資料をお持ちの方、また

記憶に残る体験などがある方は、文化財保護課まで御連絡をください。

〔引用・参考文献〕

- 荻野村役場文書 「昭和十二年村会会議録及議決書」
- 「昭和二十二年村会会議録議決書綴」
- 厚木市教育委員会蔵
- 睦合村役場文書 「昭和二十一年十月以降 生活保護願書綴」 厚木市教育委員会蔵
- 玉川村役場文書 「罹災家庭調査表」 厚木市教育委員会蔵 一九四五年
- 依知村役場文書 「対駐留軍事故補償関係文書綴」 厚木市教育委員会蔵 一九五四年
- 厚木市遺族会 「英霊を偲んで 厚木市戦没者名鑑」 二〇〇六年

第15回配本

待望の「厚木市史」古代通史編 発行

厚木市発展の根源となった、古墳・奈良・平安時代について、本市特有の歴史的事実を最前線の研究成果を踏まえ叙述した珠玉の一冊となりました。

是非一度手に取ってご覧ください。

A5版・七八三頁・上製本箱入り

※市役所3階市政情報コーナー・第二庁舎5階文化財保護課・あつぎ郷土博物館で販売します。

頒布価格 九〇〇〇円

厚木市史たより 第28号

令和五年(二〇二三)三月三十一日発行

編集 厚木市教育委員会文化財保護課

発行 厚木市

住所 神奈川県厚木市中町三一七―一七

電話 〇四六・二二五・二〇六〇

FAX 〇四六・二二二・〇〇八六

「厚木市史たより」は厚木市ホームページにも掲載しております。